

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年9月19日)

【件名】

- | | | |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 中央病院建替整備工事の進捗状況等について（病院局総務課） | 1 |
| 2 | 県の障がい者雇用の状況について（病院局総務課） | 3 |

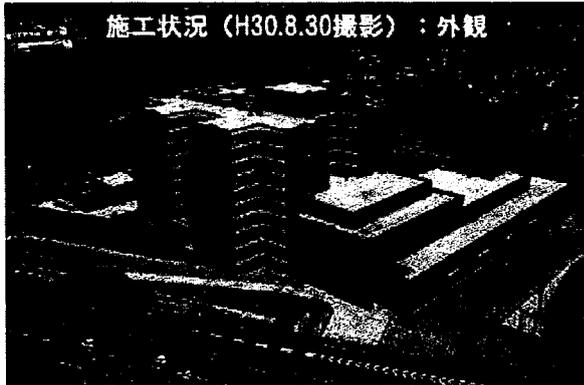
病 院 局

中央病院建替整備工事の進捗状況等について

平成30年9月19日
病院局総務課

1 進捗状況（平成30年9月現在）

新病院建物本体の工事が完成し、平成30年8月31日に引渡しを受けたところであり、今後は12月のオープンに向けて、医療機器の搬入・設置工事等を順次実施していく。



2 新病院オープンによる東部保健医療圏の医療の高度化

(1) 救命救急医療の強化

三次救急（重篤な疾患や多発外傷）に対応し県民の生命を守る。また、早期リハビリ等を実施し、疾患からの早期回復を推進する。

- ・救命救急センターの充実（14床→20床）
- ・屋上ヘリポートと救命救急センターを救急専用エレベータで直結
- ・集中治療室（ICU 0床→6床）及び高度治療室（HCU 16床）を手術室に隣接配置
- ・24時間体制で急性心筋梗塞及び脳卒中の治療が可能な「心臓病センター」及び「脳卒中センター」各45床（リハビリテーション室を併設）
- ・血管X線撮影装置を備え、カテーテルを使う内科的治療と外科的手術が、連続かつ安全に行える「ハイブリッド手術室」の新設

(2) 周産期母子医療の強化

東部の周産期医療の拠点として、24時間体制で新生児、胎児、母体の生命を守る。

- ・新生児集中治療室（NICU）・回復治療室（GCU）を倍増（各6床→各12床）
- ・合併症の妊婦等の治療を行う母体胎児集中治療室（MFICU）を増床（2床→3床）

(3) がん医療の強化

診断から治療、緩和まで一貫した治療体制を整備し、がん医療を推進する。

- ・がんの早期診断に有効な「PET-CT」の導入
- ・高精細な4Kモニタを備えた手術用内視鏡システムの導入
- ・正常な細胞を極力傷つけず照射できる「強度変調放射線治療機（IMRT）」の導入
- ・白血病等の血液疾患に対応した無菌病室（クリーンルーム）を増床（11床→22床）
- ・化学療法室の充実（8床→20床）
- ・「緩和ケア病床（20床）」を新設

- (4) 災害時の安全・安心の確保
地震などの災害発生時においても病院機能を維持し、被災患者を受け入れる。
- ・免震構造の採用
 - ・医療機能を2階以上に配置し(1階はエントランス)、洪水時等の病院機能を確保
 - ・洪水時等には国道9号線から救急車が直接病院にアクセスできる搬送路を整備
 - ・大規模災害時に多くの患者が集中的に搬送されても対応可能なトリアージスペースを確保
- (5) 東部保健医療圏における医療連携の強化
地域の限られた医療資源を有効活用し、効率的な医療を提供する。
- ・鳥取赤十字病院と連携し、病床再編や医師の相互派遣、がんの疾患別の役割分担の推進、共同がんセンターボード(がん治療に係る症例検討会)の開催、診療材料等の共同購入を行い、限られた医療資源等を有効活用
 - ・地域のかかりつけ医と連携し、外来は原則紹介患者を対象とする。
- (6) 人材育成による医療の質の向上
地域の基幹病院として高度・先進医療を提供するため、医療従事者の専門性を高めるとともに、地域の医療スタッフの育成にも寄与する。
- ・先進的な医療を提供している県外の医療機関への医師の研修派遣、県外医師を招へいした公開手術を実施し、医師の専門性を向上
 - ・消化器外科において、胃などの上部消化管や直腸などの下部消化管等、臓器別に担当医を分けることにより、医師の専門性を向上
 - ・診療科ごとに分散している医局を一部屋に集約(総合医局形式)するとともに、各病棟にオープンスペースを確保するなどして、診療科や職種の垣根を超えたカンファレンス(検討会)を活発に行い、チーム医療を推進
 - ・教育研修センターを拡充整備し、病院スタッフ、研修医や看護学生、地域の医療機関のスタッフ等に対して、シミュレーターを用いた技術研修等を実施
 - ・新専門医制度に対応するため、(一社)日本専門医機構へ研修施設として登録し、研修医の専門医資格の取得を支援
 - ・今後、鳥取赤十字病院との間で共同がんセンターボード(がん治療に係る症例検討会)を設置し、医療従事者の専門性を向上
- (7) 患者中心の医療の推進
患者や家族のプライバシーや安全性を確保するとともに、療養生活の快適性、利便性にも配慮し、患者の視点に立った医療を推進する。
- ・個室を113室(現54室)、多床室を1室あたり4床(現5床)とし、病室でのリハビリや処置が十分に行える広さを確保するとともに、多床室においても作り付けのロッカーをベッドサイドに設けることで患者や家族のプライバシーや快適性が向上するよう配慮
 - ・看護師が常駐するスタッフステーションを病棟の中央に配置することで、患者がスタッフステーションにアクセスしやすくし安心感を醸成
 - ・患者用トイレを病室ごとに設置
 - ・来院者の多い階への多目的トイレの配置や分かりやすい案内表示により、ユニバーサルデザインに配慮

3 スケジュール(予定)

(1) 当面

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 12月 8日(土) | 開院式、内覧会(午前:開院式出席者、午後:医療機関向け) |
| 12月 9日(日) | 内覧会(午前:医療機関向け、午後:一般向け) |
| 12月16日(日) | 現病院入院患者の移送、病棟オープン |
| 12月17日(月) | 外来診療開始 |

(2) 全体

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・新病院建設工事(外来棟先行改修) | 平成30年8月~10月 |
| ・外来棟本格改修 | 平成31年1月~平成31年10月 |
| ・本館解体・駐車場整備 | 平成31年1月~平成33年3月 |

県の障がい者雇用の状況について

平成30年9月19日
人 事 企 画 課
教 育 総 務 課
病 院 局 総 務 課

国や地方自治体において、障がい者雇用率の算定に、障がい者手帳を交付されていない職員を含めるなどの「水増し」が行われていたことについて、本県の状況は次のとおりです。

1 本県における障がい者雇用率の算定について

本県では、毎年度、職員から身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の有無、並びに障がいの等級・種類等の報告を求めており、その結果に基づいて障がい者雇用率の算定を行っており、報道等されているような不適切な算定は行っておりません。

なお、今般の国等での報道を受け、また、国からの通知を踏まえ、採用後に障害者手帳を取得した者についても、本人の同意の下に手帳等の原本又は写しを確認済です。

引き続き、プライバシーに配慮しながら、新たに手帳を取得した職員等に対し手帳を確認するなどして適切に算定してまいります。

2 本県の障がい者雇用率

【H30.6.1現在（国の障がい者雇用率の算定基準日）雇用状況】

任命権者	障がい者雇用率	障がい者数 (実数)
知事部局等	3.21%	71人
教育委員会	2.55%	79人
病院局	2.51%	10人

※知事部局等には企業局も含む

<参考：障がい者雇用率の推移> 下段（ ）は法定雇用率

年 度	H28年度	H29年度	H30年度(速報)
知事部局	2.92% (2.3%)	3.17% (2.3%)	3.21% (2.5%)
病院局	2.46% (2.3%)	2.39% (2.3%)	2.51% (2.5%)
教育委員会	2.74% (2.2%)	2.60% (2.2%)	2.55% (2.4%)

※法定雇用率は平成30年度より0.2ポイント引上げ。

3 本県における障がい者雇用推進に向けた取り組み

本県では、知的障がい者・精神障がい者の正規職員への採用などを行ってきており、今後も障がいの特性にあわせた働きやすい環境づくりなど、必要な見直しを行いながら障がい者雇用を進めていきます。

<県の障がい者雇用促進のための取り組み>

時 期	内 容
平成6年度	身体障がい者を対象とした正規職員採用試験を開始
平成20年度	知的障がい者を対象とした非常勤職員採用試験を開始し、障がい者ワークセンターを設置
平成25年度	非常勤職員採用試験において身体障がい者対象枠を新設
平成26年度	ワークセンターの採用者に精神障がい者を対象に追加
平成28年度	知的障がい者、精神障がい者を対象とした正規職員の採用試験を実施（平成30年度も採用試験を継続実施）